

# 生活保護法及び中国残留邦人等支援法 指定医療機関の手引き

令和2年2月

青森県健康福祉政策課

この手引きは、青森県より指定を受けた生活保護法等指定医療機関に対し、生活保護の医療扶助に係る基本的な留意事項等について記載したものです。

記載内容は作成時点のものであり、今後法改正等により変更される場合もありますので、ご留意ください。

## 目 次

第1	生活保護制度のあらまし	1
第2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律のあらまし	1
第3	医療機関の指定	2
1	医療機関の申請	2
2	指定の基準	2
3	指定医療機関の指定の有効期間（更新制）	3
4	指定年月日の取扱いについて	3
5	決定通知	3
第4	生活保護法による医療扶助	5
1	医療扶助について	5
2	医療扶助の範囲	5
3	医療券の交付	5
4	診療方針及び診療報酬と明細書の記載	6
第5	指定医療機関に対する指導	6
1	一般指導	6
2	個別指導	7
第6	その他	7
1	患者の実態把握	7
2	福祉事務所の実施体制	7
3	後発医薬品に対する取扱いについて	7

### <参考>

- ・指定医療機関医療担当規程
- ・生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬
- ・県内福祉事務所一覧

## 第1 生活保護法のあらまし

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

生活保護法（以下「法」という。）は、この憲法の理念に基づいて、昭和25年5月に制定された制度です。

保護には、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の8種の扶助があります。また、扶助の支給方法は、金銭給付を原則としていますが、医療扶助及び介護扶助は、生活保護法の指定を受けた医療機関及び介護機関に委託して行う現物給付を原則としています。

保護の決定、実施に関する事務は、それぞれの地域を管轄する福祉事務所で行っております。

## 第2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律のあらまし

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）の一部が施行され、平成20年4月1日から新たに「中国残留邦人等に対する支援給付」が始まりました。

中国残留邦人等支援法による医療支援給付は、原則、生活保護法による医療扶助の例によることとされていますので、生活保護に準じた取扱いをお願いいたします。

なお、次の点にご注意ください。

- 1 新規指定等を受ける医療機関等につきましては、生活保護法による指定の際に、中国残留邦人等支援法による指定等も併せて行うこととなります。
- 2 医療券の交付等は、原則、福祉事務所と医療機関等との間で直接手続きを行います。  
医療機関を受診する際、患者本人は診療依頼書を持参せず、支援給付を受給していることを証明する「本人確認証」を窓口で提示します。夜間や休日等に受診する際にも緊急受診証に代わり、この本人確認証を提示することとなります。また、医療券の送付又は受診について、福祉事務所から連絡がない者が受診に訪れた場合には、速やかに福祉事務所にご連絡ください。
- 3 診療報酬の請求については、生活保護と同様、調剤券請求書にて各福祉事務所に請求いただきますようお願いいたします。

## 第3 医療機関の指定

### 1 医療機関の申請

医療機関が生活保護法及び中国残留邦人等支援法の指定医療機関として県知事の指定を受けるには、申請用紙に所定の事項を記載し、県又は医療機関の所在地を管轄する福祉事務所に提出することになっています。

また、届出事項に変更があった場合、業務を廃止、休止及び再開した際は、県又は医療機関の所在地を管轄する福祉事務所に届出書を提出してください。

なお、いったん指定を受けた医療機関でも次のような場合には廃止の手続きをとり、あらためて指定申請をする必要がある場合があります。

- (1) 指定医療機関の開設者が個人から法人に、又は法人から個人となったとき
- (2) 指定医療機関であった病院を診療所に、又は診療所を病院に変更したとき
- (3) 指定医療機関の所在地を移転により変更したとき

### 2 指定の基準

指定は、病院若しくは診療所（医科、歯科）又は薬局の開設者の申請により行います。

（法第49条の2）

#### (1) 指定の要件

法第49条の2第2項各号（欠格事由）のいずれかに該当するときは、都道府県知事は指定医療機関の指定をしてはならないことになっています。また、同条第3項各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、都道府県知事は指定医療機関の指定をしないことができます。

（欠格事由の例）

- ・ 当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局ではないとき
  - ・ 開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
  - ・ 開設者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しないものであるとき
  - ・ 開設者が、指定取消処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき
- （指定除外要件の例）
- ・ 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき

## (2) 指定の取消し要件

指定の取消要件指定医療機関が、法第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

(取消要件の例)

- ・ 指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき
- ・ 指定医療機関の開設者が、禁錮以上の刑に処せられたとき
- ・ 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があったとき
- ・ 指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき

## 3 指定医療機関の指定の有効期間（更新制）

### (1) 指定の更新

指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失います。(法第49条の3第1項)

### (2) 更新手続きの方法

指定更新時期が近づいたら、青森県から更新の案内を指定医療機関に送付しますので、提出期限までに県又は医療機関の所在地を管轄する福祉事務所へ提出してください。有効期間内に更新の申請がされなかった場合は、指定が失効しますので注意してください。

### (3) 更新手続きが不要な医療機関

指定医療機関のうち、以下に該当する医療機関については、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申し出がないときは、更新の申請があったものとみなされます。(法第49条の3第4項（健康保険法第68条第2項の準用）)

- ① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- ② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの

## 4 指定年月日の取り扱いについて

指定年月日は、申請年月日となります。ただし、健康保険法等他法の指定を要件とする医療機関については、他法による指定日以降の指定年月日となります。

## 5 決定通知

医療機関等を指定したときは、申請者に指定通知書を交付するとともに、その旨を県報に掲載します。

なお、生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定申請用紙等については、青森県庁のホームページからダウンロードすることができます。

(ホームページアドレス)

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kkenkofu/seihositei.html>

(参考) 指定医療機関等の届出事項一覧

項目	申請書類	届出が必要な場合
指定	申請書 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規開設</li> <li>・医療機関コードが変更される場合 (この場合は旧コードの廃止届も必要)</li> </ul>
指定更新	申請書 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期間満了に伴う指定更新</li> </ul>
変更	変更届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関コードの変更を伴わない変更 医療機関の名称変更 開設者法人名の変更 等</li> </ul>
廃止	廃止届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉院</li> <li>・医療機関コードが変更される場合 医療機関の移転、開設者変更 等 (この場合は新コードの指定届も必要)</li> </ul>
休止	休止届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休止する場合</li> </ul>
再開	再開届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休止後、再開する場合</li> </ul>
辞退	辞退届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険医療機関としては継続するが、生活保護法の指定は辞退する場合 (30日以上の予告期間が必要)</li> </ul>
処分	処分届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けた場合</li> </ul>

## 第4 生活保護法による医療扶助

### 1 医療扶助について

- (1) 医療扶助は生活保護法の扶助の一つで、全額が公費により賄われており（「公費負担」と言います）、本人若しくは家族から福祉事務所への事前申請が必要です（事前に申請が出来ない状態や事情にある場合を除く）。
- (2) 申請しなければ医療扶助の適用はできないので福祉事務所から医療券が発行されません。申請をせずに来院したと思われる時は、福祉事務所で申請を行うように指導してください。
- (3) 他に活用可能な法や制度等がある場合は、生活保護に優先して活用することになっています。医療扶助の場合も、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療・更生医療等）や、指定難病医療費助成制度等がありますので、患者に対してそれらの活用の助言・指導をお願いします。
- (4) 生活保護が開始されると国民健康保険の適用除外となり、生活保護受給者の医療費は全額医療扶助により給付しますので、国民健康保険への請求はできません。なお、健康保険（被用者保険）の被保険者は加入継続され、自己負担分のみ医療扶助で給付します。
- (5) 保護の開始や廃止・停止等の時は、福祉事務所から書面で連絡がありますが、不明の場合は電話等により直接福祉事務所から確認されるようお願いいたします。

### 2 医療扶助の範囲

医療扶助は、次に掲げる事項の範囲内で行われることになっています。

- ・ 診察
- ・ 薬剤又は治療材料
- ・ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ・ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・ 移送

### 3 医療券の交付

#### (1) 市部の場合

市の福祉事務所では、医療扶助の申請をすると、原則としてその場で医療券が発行されますので、患者から医療券を受け取って下さい。同時に医療連絡票が交付された場合は、必要に応じて主治医が記載して福祉事務所に返送してください。

#### (2) 郡部の場合

申請は町村役場窓口で受け付けていますが、医療券の発行は郡部福祉事務所が行います。そのため、初診時は町村長が発行する診療依頼書により診療してください。医療券は、毎月下旬に福祉事務所から送付されます。

### (3) 休日・夜間等の福祉事務所・役場閉庁時の取扱い

県が設置する全ての郡部福祉事務所、一部の市福祉事務所では、被保護者に対して医療受給証を交付しており、これを確認のうえ診療を行ってください。ただし、この場合も後日福祉事務所への申請が必要なので、その旨を患者に説明してください。

### (4) 医療要否意見書について

継続して外来医療を受けるとき、入院となったとき若しくは新規に生活保護を申請したときは、福祉事務所から「医療要否意見書（以下「意見書」という。）が送付されます。意見書が届いたときは、出来るだけ早く記載して提出してください。

- ① 意見書の内容は福祉事務所の嘱託医が審査します。単に「治療が必要である。」「継続して外来治療が必要。」等とするのではなく、患者の自覚症状、所見、検査結果などを記載してください。また、診療見込み期間は、入院外、入院欄に記載してください。
- ② 医療費概算は、生活保護を新規に申請した場合は必要ですが、継続して生活保護を受けている場合は必要ありません。意見書の右上欄にその別が記載されています。

## 4 診療方針及び診療報酬と明細書の記載

指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例、指定医療機関医療担当規程及び生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬によることとされています。

- (1) 医療券には受給者番号が記載されていますので、レセプトの該当する部分に転記してください。転記間違いや医療券未発行のまま請求したときは、後日返還となります。
- (2) 医療券には有効期間が記載されていますので、その期限内に診療したものについてのみ生活保護での請求をすることができます。
- (3) 患者が来院しなかった月の医療券が交付された場合、来院がなかったことが分かった時点で福祉事務所に返送してください。

## 第5 指定医療機関に対する指導

指定医療機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行なわれるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としており、一般指導と個別指導があります。

### 1 一般指導

一般指導は、都道府県知事が、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、広報、文書等の方法により行うものとしてされており、本県では、新規指定医療機関に対して制度を理解していただくため「指定医療機関医療担当規程」を送付することで、一般指導としています。



## 2 個別指導

個別指導は、制度の説明を行うとともに被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について診療録その他の帳簿書類等を閲覧するとともに、管理者及び事務担当者から説明を求め、面接懇談方式で行います。

対象となる医療機関には事前に連絡しますので、指定医療機関におかれましては、受入にご協力くださるようお願いいたします。

## 第6 その他

### 1 患者の実態把握

福祉事務所では、年1回程度、担当員が医療機関を訪問して、下記の事項等について主治医から意見を伺うこととしております。

伺った内容は、生活保護受給世帯の社会生活環境等と共に検討し、当該世帯に対する援助方針に反映させ、それに基づいて自立に向けた援助を行うこととなっています。

- ・ 現に行っている療養上の指示と患者の受療態度
- ・ 入院外（通院）患者については、就労の可能性とその程度
- ・ 患者及び家族に関して、福祉事務所に関する意見・要望
- ・ 障害者総合支援法、身体障害者福祉法等、他制度の活用の可能性
- ・ 障害基礎年金等の他法他施策からの給付の可能性
- ・ 重複受診や頻回受診の可能性のある患者についての意見

### 2 福祉事務所の実施体制

各福祉事務所には下記のような職員が配置されているので、福祉事務所と連絡を取る際の参考にしてください。

- ・ 生活保護受給世帯への家庭訪問等による調査や保護費支給額の算定事務等を行う現業員（ケースワーカー）。地区別に担当の現業員がいます。
- ・ 医療扶助に関わる事務を処理する医療事務担当者（現業員と兼務の場合有り）。
- ・ 現業員や医療事務担当者の指導にあたる査察指導員。
- ・ 医療扶助実施に際して専門的判断や現業員等に助言を行う嘱託医（一般及び精神科）。

### 3 後発医薬品に関する取扱いについて

生活保護法による医療扶助においては、平成30年10月から後発医薬品の使用が原則化となっております。医師又は歯科医師が医学的知見に基づき、後発医薬品の使用ができると認められた場合は、原則として後発医薬品の使用（又は処方）するようお願いいたします。

また、調剤薬局は、可能な範囲で後発医薬品の備蓄についてご協力をお願いいたします。

## 指定医療機関医療担当規程

	昭和25年8月23日	厚生省告示第222号
改正	昭和26年	厚生省告示第193号
	平成6年	厚生省告示第310号
	平成12年	厚生省告示第213号
	平成14年	厚生労働省告示第40号
	平成14年	厚生労働省告示第323号
	平成18年	厚生労働省告示第296号
	平成20年	厚生労働省告示第170号
	平成22年	厚生労働省告示第144号
	平成25年	厚生労働省告示第385号
	平成26年	厚生労働省告示第223号
	平成27年	厚生労働省告示第195号
	平成30年	厚生労働省告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第1項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

### 指定医療機関医療担当規程

（指定医療機関の義務）

**第1条** 指定医療機関は、生活保護法（以下「法」という。）に定めるところによるのほか、この規程の定めるところにより、医療を必要とする被保護者（以下「患者」という。）の医療を担当しなければならない。

（医療券及び初診券）

**第2条** 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券（初診券を含む。以下同じ。）を所持する患者の診療を正当な事由がなく拒んではならない。

**第3条** 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

**第4条** 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めて診療しなければならない。

（援助）

**第5条** 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めるときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送

#### 四 歯科の補てつ

(後発医薬品)

**第6条** 指定医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）は、投薬又は注射を行うに当たり、後発医薬品（法第34条第3項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。）の使用を考慮するよう努めるとともに、投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができるかと認めた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制の確保に努めなければならない。

3 指定医療機関である薬局の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第9条の規定による厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書等の交付)

**第7条** 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

2 指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

**第8条** 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

**第9条** 指定医療機関は、診療又は診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

**第10条** 指定医療機関は、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知った場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

**第 1 1 条** 指定医療機関である健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 8 8 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第 8 条の 2 第 3 項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、第 5 条の規定は適用せず、第 8 条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問看護の提供に関する諸記録」と、「国民健康保険の例によって」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によって」と、「診療録と」とあるのは「諸記録と」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

**第 1 2 条** 指定医療機関である薬局にあつては、第 5 条の規定は適用せず、第 8 条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用するものとする。

(準用)

**第 1 3 条** 第 1 条から第 1 0 条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第 1 条から第 5 条まで、第 7 条第 1 項及び第 8 条から第 1 0 条までの規定は、指定助産機関又は指定施術機関が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。

## 生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

	昭和34年5月6日	厚生省	告示第125号
改正	昭和48年	厚生省	告示第39号
	昭和58年	厚生省	告示第34号
	昭和59年	厚生省	告示第170号
	昭和63年	厚生省	告示第11号
	昭和63年	厚生省	告示第111号
	平成6年	厚生省	告示第311号
	平成7年	厚生省	告示第27号
	平成12年	厚生省	告示第212号
	平成12年	厚生省	告示第250号
	平成12年	厚生省	告示第465号
	平成14年	厚生労働省	告示第129号
	平成14年	厚生労働省	告示第324号
	平成18年	厚生労働省	告示第589号
	平成20年	厚生労働省	告示第171号
	平成27年	厚生労働省	告示第195号
	平成28年	厚生労働省	告示第156号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第52条第2項(同法第55条において準用する場合を含む。)の規定により、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬を次のとおり定め、昭和34年1月1日から適用し、生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和25年8月厚生省告示第212号)は、昭和33年12月31日限り廃止する。

### 生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬

- 1 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱において、歯科材料として金を使用することは、行なわない。
- 2 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの(厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する療養(次項において「長期入院選定療養」という。))につき別に定めるところによる場合を除く。第4項において同じ。)は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。
- 3 前項の規定により指定医療機関及び医療保護施設に適用される長期入院選定療養に係る費用の額は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第42条第1項第1号に掲げる場合の例による。
- 4 前3項に定めるもののほか、結核の医療その他の特殊療法又は新療法による医療その他生活保護法(昭和25年法律第144号)の基本原則及び原則に基づき、国民健康保険の診療方針及び診療報酬(保険外併用療養費の支給に係るものを除く。)と異なる取扱いを必要とする事項に関しては、別に定めるところによる。

- 5 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にあるもの(健康保険法(大正11年法律第70号)若しくは船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者及び被扶養者、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員及び被扶養者又は私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者及び被扶養者である者を除く。)に係る診療方針及び診療報酬は、前各項に定めるもののほか、後期高齢者医療の診療方針及び診療報酬(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。))にあつては高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準及び同法第79条第1項の規定による厚生労働大臣の定め)の例による。
- 6 指定医療機関が健康保険の保険医療機関又は保険薬局であり、かつ、国民健康保険法第45条第3項(同法第52条第6項、第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)の規定による別段の定め契約当事者であるときは、当該契約の相手方である市町村(特別区を含む。)の区域に居住地(生活保護法第19条第1項第2号又は同条第2項に該当する場合にあつては所在地とし、同条第3項に該当する場合にあつては入所前の居住地又は所在地とする。)を有する被保護者について当該指定医療機関が行つた医療に係る診療報酬は、当該定め例による。
- 7 指定医療機関がそれぞれその指定を受けた地方厚生局長又は都道府県知事若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)の市長との間に及び医療保護施設がその設置について認可を受けた都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長又はこれを設置した都道府県若しくは指定都市若しくは中核市を管轄する都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の市長との間に、診療報酬に関して協定を締結したときは、当該指定医療機関又は医療保護施設に係る診療報酬は、当該協定による。ただし、当該協定による診療報酬が健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第85条第2項及び第85条の2第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第86条第2項第1号の規定による厚生労働大臣の定め(前項に該当する指定医療機関にあつては、当該定めのうち診療報酬が最低となる定め)若しくは同法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定による厚生労働大臣の定め、同法第74条第2項及び第75条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準若しくは同法第78条第4項の規定による厚生労働大臣の定める基準の例による場合に比べて同額又は低額である場合に限る。
- 8 第6項に該当する指定医療機関について前項に規定する協定の締結があつたときは、第6項の規定は、これを適用しない。

## 県内福祉事務所一覧（申請書等の提出先）

事務所名 (担当課係名)	郵便番号	住所	電話番号	管轄町村 (郡部のみ)
青森市福祉事務所 (生活福祉課)	030-0801	青森市新町一丁目3-7	017-734-2309	
弘前市福祉事務所 (生活福祉課)	036-8551	弘前市大字上白銀町1-1	0172-35-1111	
八戸市福祉事務所 (生活福祉課)	031-8686	八戸市内丸一丁目1-1	0178-43-2111	
黒石市福祉事務所 (生活福祉課)	036-0396	黒石市大字市ノ町11-1	0172-52-2111	
五所川原市福祉事務所 (保護福祉課)	037-8686	五所川原市布屋町41-1	0173-35-2111	
十和田市福祉事務所 (福祉課)	034-8615	十和田市西十二番町6-1	0176-23-5111	
三沢市福祉事務所 (生活福祉課)	033-0011	三沢市幸町三丁目11-5	0176-51-8770	
むつ市福祉事務所 (生活福祉課)	035-8686	むつ市中央一丁目8-1	0175-22-1111	
つがる市福祉事務所 (保護課)	038-3192	つがる市木造若緑61-1	0173-42-2822	
平川市福祉事務所 (福祉課)	036-0104	平川市柏木町藤山16-1	0172-44-1111	
東青地域県民局地域健康福祉部 福祉総室(保護課)	030-0861	青森市長島二丁目10-3 (青森フコク生命ビル4階)	017-734-9952	平内町、今別町、外ヶ浜町 蓬田村
中南地域県民局地域健康福祉部 福祉総室(保護課)	036-8356	弘前市白銀町14-2 (県弘前健康福祉庁舎4階)	0172-35-1622	藤崎町、大鰐町、板柳町 田舎館村、西目屋村
三八地域県民局地域健康福祉部 福祉総室(保護課)	039-1101	八戸市尻内町字鴨田7 (県八戸合同庁舎内)	0178-27-4435	三戸町、五戸町、田子町 南部町、階上町、新郷村 おいらせ町
西北地域県民局地域健康福祉部 福祉子ども総室(保護課)	037-0046	五所川原市字栄町10 (県五所川原合同庁舎内)	0173-35-2156	鶴田町、中泊町、鱒ヶ沢町 深浦町
上北地域県民局地域健康福祉部 福祉子ども総室(保護課)	039-2594	上北郡七戸町字蛇坂 55-1	0176-62-2145	野辺地町、七戸町、六戸町 横浜町、東北町、六ヶ所村
下北地域県民局地域健康福祉部 福祉子ども総室(保護課)	035-0073	むつ市中央一丁目3-33 (県むつ健康福祉庁舎内)	0175-22-2296	大間町、東通村、風間浦村 佐井村

\* 申請書等は事業所の所在地を管轄する福祉事務所に提出して下さい。

青森市及び八戸市に所在地がある事業所については、青森市、八戸市が生活保護指定介護機関の指定等の事務を行っているため、申請書等は必ず青森市、八戸市に提出して下さい(県では行っていません)。